

## 広島県告示第七百八十六号

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月一日

広島県知事 湯崎英彦

### 広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱の一 部を改正する告示

広島県立職業能力開発校等の訓練生及び学生に対する災害見舞金支給要綱（昭和四十五年

広島県告示第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号イ中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者

者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。